

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成25年5月31日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成25年5月31日(金) 午後3時33分～午後4時04分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 竹 井 道 男
副 部 会 長 服 部 孝 規
部 会 員 尾 崎 邦 洋 中 崎 孝 彦 森 美和子
鈴木 達 夫 宮 崎 勝 郎
会 長 櫻 井 清 蔵
副 会 長 前 田 稔
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 渡邊靖文 松村大 新山さおり
- 6 案 件
1. 第11回検討部会の確認事項について
①平成22年9月に議長に提出した答申に基づく検討課題
②平成25年度より新たに取り組む検討課題
2. 議題
①平成25年度より新たに取り組む検討課題について
3. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後3時33分 開会

○部会長（竹井道男君） ただいまから、議会改革推進会議検討部会を開会いたします。

それでは、研修会で大変お疲れの後ですけれども、ちょっと6月定例会も始まりますので、前回お約束をしました、25年度から新たに取り組む課題のA・Bをつけるというふうな約束をしておりますので、その報告と、それから今までですと、だらだらとずうっと会議を続けながら、一つ一つ片づけていたんですけど、ちょっと今回から一つ一つカルテみたいというか、カルテというお話をしましたけれども、1枚ずつテーマを上げて、そこに少しずつ書き込むようにして、1個終わればもうそれで完了と、そうやって記録を残すような形にしたいと。そうすると、一々過去の委員会の議事録を見なくても、ある程度まとめられるというような形を、正・副と事務局で調整をさせていただきましたので、きょうの委員会につきましては、そのやり方の説明とA・Bのランクづけの説明、その程度にさせていただいて、また7月にもう少し具体的な取り組みを進めたいと考えておりますので、少しそういうような内容でお願いいたしたいと思います。

それでは、事項書に基づきまして、第11回の検討部会の確認事項について、事務局より報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会議務局員（渡邊靖文君） 4月19日の第11回の検討部会におきまして、2つの資料を配付させていただきました。1つが、議会基本条例に伴う検討課題についての平成25年3月末版と、同じく平成25年度版ということで、2種類配付いたしております。

これまでの検討部会では、平成22年9月に議長に提出いたしました議会のあり方等検討特別委員会の答申に基づきまして、検討課題を協議してまいりました。

初めに、課題を重要、あるいは今年度中に着手、また2年以内に着手、必要に応じてということで、3つに分類して検討を進めてきておりました。

そして、平成25年の3月末の時点で検討を終えたものにつきましては青字にいたしまして、平成25年3月末版という形で整理をいたしました。

そして、もう1つのほうは、まだ検討を終えていない、つまり青字になっていないもの、それにまた新たな検討課題を追加して整理いたしましたものが、この25年度版でございまして、これからこの部会で検討をしていただく課題でございます。

そして、25年度版をまた区分ということで、25年度中に検討、26年10月、来年の選挙までに検討するもの、それから随時の検討と3つに分類して検討していくということを決定していただきました。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 第11回の検討部会の確認については、前回、資料をお示しさせていただきました。

ただ、25年度から新たに取り組む検討課題については、区分がA・Bとかつきますよという程度で、一応こちらのほうで区分をつくって、きょうですね。次の検討部会でお示しをするというふうなことになっておりましたので、この後、議題の中でABCについてあわせて説明をいたします。

確認事項についてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） じゃあ確認事項については、これまで取り組んできました25年3月末ま

でと、新たに25年度から取り組むということで整理をして、25年度以降に取り組む検討課題について、議題で諮らせていただきます。

25年度より新たにに取り組む検討課題について、先にちょっと区分を、前回A・Bというふうにさせていただきましたが、Cを1個入れまして、必要に応じてこれは検討していくということで、これは期限を切らずに、来年の10月までに、必要に応じて検討したらどうだろうかということで、ABCと3つ、区分をいたしましたので、事務局より説明をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

一番左に基本条例の該当する条例の条文、それから真ん中が検討課題、それからその横が区分という形になってございます。

そして、検討すべき課題ということで、①から、頭に丸をつけて課題を上げてございまして、その中で、特に具体的な検討内容が今の時点であるものにつきましては、小さいちよぼの丸をつけて、具体的な検討内容を記載しております。

それでは、区分について説明させていただきますが、まずAというものにつきましては、こちらの②番、監視及び評価をどのように行っていくのかというところで、通年議会の調査について、それから④番のところ、これは議会から各審議会等への委員の派遣はしなくなりましたが、今後、その廃止後、各審議内容を議会での把握、また関連団体との議論の場の設置をどのようにしていくのかというのを今後の課題Aとして上げてございます。

それから、市民の傍聴意欲を高めるということで予算決算委員会、今インターネットの録画配信のみでございますが、1階の玄関ロビーでも放映できないかということも上げてございます。

それから、⑥の機能が十分発揮できる委員会のあり方の中で、委員会視察報告書のホームページへの掲載ということで、これをAにしてございます。これにつきましては、既に議会だよりでは視察の報告書は掲載をしておりますので、これをホームページでも掲載してはどうかということでございます。

先にAばかりさせていただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、第5条、議員の役割、責務等のところでございますが、ここでは、現在、議会の申し合わせ等の内容について、事務局で確認作業をしております、これの整理をAとしてございます。

それから3ページへ入りまして、①でございますが、市民参画の関係の中で、広聴広報委員会が正式な委員会となったわけでございますが、今現在、ホームページのリニューアルについて検討を行っているところでございまして、これをAとしております。

それから、議会報告会の開催についてということで、内容としては、情報及び意見を交換することができる場の開催方法の検討と開催要領の作成を初め、全部で具体的な内容を6つ上げてございます。最後の6つ目としては、新たな広聴として市民アンケートの実施の検討、こういったことも含めて6項目をAとしてございます。

また、これは先ほどとダブった形になりますが、市民の傍聴意欲を高めるということで、これは市民参画の観点からということで、予算決算委員会の審議を1階ロビーで放映できないかというところでございます。

それから④といたしまして、公聴会制度及び参考人制度の運用方法の検討、それから⑤といたしまして、議案への賛否の公開の中で、ホームページへの公開の運用方法の検討、これも今は議会だよりでは公表しておりますが、これをホームページのほうへも拡大をしていくというふうな運用の方法の検討でございます。

それから、第9条、議会及び議員と市長等との関係の中で、①では、反問できる者の範囲、反問できる内容、回数を明確化ということで、取扱要領の作成をAとしております。

続きまして4ページでございますが、市長の提案説明、第10条の関連で、議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのかというようなことで、ちよぼが4つございますが、委員会協議会の活用、また10年以上の計画、それから実施計画以外の予算計上前の新規事業、既存政策の大幅な転換があった場合というようなことで、これらを区分Aとしております。

それから③でございますが、予算内示会の場の検討ということで、全員協議会以外の場の検討、また議場の利用等について検討をしていくということで、これをAにしてございます。

それから、ページ飛びまして6ページでございますが、第19条、議会改革推進会議の関係でございますけれども、これの推進会議規程の改正ということで、総会開催の見直しを行いまして、1年間の総括の報告を毎年10月をめどにしてはどうかということで、これを区分Aとしてございます。

Aは以上でございます。

続きまして、B、26年10月までに検討ということで上げさせていただいております。

これにつきましては、また1ページ、第4条関係の中では、⑥機能が十分発揮できる委員会のあり方の中で、委員会のライブ中継の検討、それから議会改革と常任委員会の政策づくりのため、コンサルや大学等の専門的知見の活用ということをしてBとしております。

それから⑧番では、請願者の説明機会ということで、これの取扱要領の検討、それから⑨議員定数18名ということでの運営についてということで、委員会運営のあり方の検討、議会運営委員会のあり方の検討、議長・委員長の責務、また議長の委員就任について、これらについての検討をBとしてございます。

それから、第7条、議員研修の充実及び強化のところで、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、コンサル、大学等との連携・委託についてをBとしてございます。

3ページでは、市民参画の中で、③の中の2つ目、委員会のライブ中継の検討をBとしてございます。

それから第9条関係、議会及び議員と市長等との関係の②番、議会提出議案への市長等の意見表明についてということで、議員提出議案への市長の意見表明をってもらう場の取り扱いの検討ということで、Bとしてございます。

それからページが変わりまして、4ページ、第11条、議会の議決事件のところで、①第2次総合計画策定の是非により、条例の改正の検討を行うということで、26年度中にまちづくり基本条例の改正の確認をし、また新たな項目の必要性について検討をということをしてBとしてございます。

それから第15条関係、政務活動費の執行及び公開のところで、公開内容の検討についてということで、詳細な報告の検討についてということで、会計帳簿となっております。今、ホームページでは収支報告書のみで公開をございまして、図書室の閲覧では会計帳簿まで閲覧を可としておりますので、この会計帳簿の報告の検討をBとしてございます。

それから6ページでございますが、議員報酬、第18条のところで、長期欠席者への対応ということで、取扱要領の検討をBとしております。

それから第20条、議会事務局の体制整備ということで、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、大学やコンサルタント等への調査・研究の委託やサポート体制の整備をBとしております。

それから7ページ、条例23条、条例の検証及び見直し手続というところで、①番、検証、見直し手順を明確にしておくということで、手順書の作成、それから本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証のあり方ということで、市民アンケートの実施、検証委員会の是非、議会基本条例の理念の抽出、これは将来のまちづくり基本条例とあわせた自治基本条例の制定に向けてということで、これらをBとしてございます。

それから随時ということで、また1ページに戻っていただきまして、議会運営の原則、第4条関係では、⑦議員相互間の自由討議を中心とした議会運営ということで、討論項目についての自由討議についてということで、これをCとしております。

それから⑩番、議会の情報化についてということで、データ、機器等の活用、これをCとしております。

2ページに移っていただきまして、第6条、会派のところで、申し合わせ事項等の見直しは年1回を基本とし、必要により随時行う。また、2人会派のあり方の検討についてということで、議決や代表質疑等の扱いについて、これらをCとしてございます。

それから次が4ページでございますが、第10条、市長の提案説明のところの②番、亀山市議会全員協議会規程第6条の見直しということで、全協ではなく常任委員会の活用や別の場の設置の検討ということでございます。これをCとしております。

それから第12条関係、行政の監視及び評価のところ、監視及び評価をどのように行っていくのかということで、予算決算常任委員会を設置したことにより、監視、評価の視点での報告、また総括のあり方や議論の場の検討が必要ということで、これをCとしております。

それから5ページでございますが、政策の形成及び提言というところで、政策の立案及び提言をどのように行っていくのか。また、第10条との整合、第10条は市長の提案説明、それから③議員相互間の討議、議員間の自由討議の実施ということで、これらをCとしております。

以上が、ABCの区分でございます。

○部会長（竹井道男君） 前回、区分が入っておりませんでしたので、正・副部会長と事務局のほうで一応たたき台としてつくらせていただきました。一度、これもごらんおき願いまして、次の段階で、このABCでいいのかどうか、またご意見を頂戴いたしたいと思います。

それと、ABCはつけてありますけど、入り口の議論をここで言いながら、最終的に検討部会でやるのか、例えば議運、代表者会議、ホームページは今、広聴広報へ渡っておりますので、これらも広聴広報で今やっておるのもこれに入れてありますけど、そういうここでやるのか、ここできちっと問題・課題点を整理した上で、新たに各委員会のほうにお願いするとか、そういう議論もABCはやりたい。全部ここでやるという意味じゃありませんので、一応こういうものが議会運営上、課題として上がっていますということで、ABCはつけさせていただきました。ですから、この後は皆さんのほうのご意見を頂戴して、ここでやるのか、各委員会のほうにお渡しをして、そこでもうちょっと具体

的に議論していただくのか、その辺の交通整理もあわせてお願いできればというふうに考えております。

それからあと、お手元のほうにカルテという名前のものを配付いたしましたので、これをちょっと事務局との間で整理をしてみました。こんなような見立てを一個一個入れて、そこに現状分析や議論する内容や、対応内容をちょっと入れ込んでいこうかなということで、Aランクのものだけ入れて、これだけではよくイメージが湧きませんので、ちょっと事務局と調整をして、今3つ、予算決算常任委員会の設置は昨年、これはもう終わっております。

それから重要な政策の定義、これも結論が出ました。

それから各種審議会等への議員の派遣について、これも一応今一段落しておりますので、それをまとめればこういうものになるというふうなものをちょっとつくりましたので、事務局のほうから説明をさせますので、お願いをしたいと思います。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） お手元には総合計画後期基本計画の審査の方法についてと、市長が提案する重要な政策の定義について、それから各種審議会等への議員派遣についてと、3種類お配りをさせていただいております。

一番上の総合計画後期基本計画の審査の方法について、これについて簡単にご説明させていただきたいと思います。

カルテということで、検討課題はこの基本計画の審査の方法ということで、区分はAということで、関連条例内容としては、基本条例の第11条、議会の議決事件の中で、基本構想に基づく基本計画の策定・変更、これも議決事件に入っておりますということで、それから検討内容といたしましては、議会の議決事件として追加した、この基本計画の審査の方法についてを検討内容としておりました。

それで、23年11月22日、第3回の検討部会で提起をして、24年1月20日に第4回の部会で決定して、その後、1月30日の議運で協議をして、予算決算常任委員会の設置が決定されたという流れになるわけですが、そういった中で、まずは現状分析を記入していきます。

ここでいう現状分析でいきますと、まずは平成12年の地方自治法の改正で人口段階別での常任委員会数の制限規定が廃止されて、その数を条例で定めることとなったと。18年の自治法の改正で議員の複数の常任委員会への所属が可能になったであるとか、また亀山では19年の予算特別委員会から、議長と監査委員を除く全議員での審査となった。以前は半数・半数だったと思うんですが、19年からは議長と監査委員さんを除く全議員になったと。

それから、基本条例制定前までは、基本構想のみが議決事件だったわけですが、この条例制定後は、ここで基本計画も議決事件に加えた。ただ、その審査を行う委員会を決定していなかったというのが現状というふうなことでございます。

そういった中で、議論する内容といたしましては、この基本計画の審査を行う委員会をどこにするかということが検討内容。そして、もう1つは、複数の常任委員会の取り組みを行うということになってこようかと思っております。

そして、対応の内容といたしましては、18年の自治法改正で議員の複数の常任委員会への所属が可能となったことから、予算決算常任委員会の設置を検討すると。特別委員会では、定例会の会期中しか設置できないけれども、常任委員会化することによって通年で設置が可能になったと。それか

ら、特別委員会は常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件を審査するもので、予算や決算のように毎年出されるものについては、本来、常任委員会で審査をするものであるというふうな見解もあった。それから、委員についても、議長を除く全議員で構成するといったことが対応内容でございます。

それから、その下につきましては、予算決算常任委員会の設置についてということで、設置に当たっての背景とか、予算決算委員会を設置することのメリット、こういったことを記載してございます。

まずは、議長を除く全議員で構成する。それから、ページを変わっていただきますと、予算決算を一体化することで、継続的、一体的な審査ができる。それから、議案不可分の原則に基づいた審査が可能になると。それから、補正予算については、従来は分割しておりましたけれども、その全体審査を行うことで、他の委員会の所管事項であっても、全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる、こういったメリットも整理をされてきたところでございます。

そして、この検討過程といたしましては、先ほども申し述べましたけれども、24年1月20日に第4回の部会で決定いただいて、1月30日の議会運営委員会で協議し、設置を決定いただき、予算決算委員会内規をそこで認めていただいたという流れになっております。

それから、参考に予算決算委員会の内規をつけてございます。

こういった形で、その現状分析、それから議論する内容、それから対応内容、こういったものをこういう形でカルテで整理をし、必要な資料はその後ろにつけていくということで、これによって後からこの内容を見れば、検討の経過や内容、全てわかるというふうなものにしていきたいということでございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） ただいま事務局が、これからどのように一個一個取り組んでいくのかということで、過去取り組んだものをちょっと参考に説明いたさせました。

先ほどもお手元に12の細かい表で縮小したものがありますけれども、この順位を決めながら、どの順番で取り組んでいくかという議論もいただきながら、それからこの委員会でまずお願いしたいのは、現状分析をきっちり皆さんでやりたいと。事務局で入れ込んでも余り意味がないので、まず皆さんで少し現状分析を議論しながら、今どんなところにあるんだというふうな議論をして、相互理解をした上で、どんな議論をしていくのか。その結果、これはもう議運のほうに任せたいほうがいいんじゃないかということだと、そこで対応案は議会運営委員会をお願いをするというふうな結論になりますし、いやここでやろうということになったら、もっと細かい議論をして、下のほうにまとめを全部入れると、そんなふうな流れを今考えております。

これまでは積み上げればよかったんですけど、どうも積み上げると、どこに資料があったのか、いつ決めたのかが、だんだん記憶が乏しくなるということもありましたので、一応こういうものをつくり上げたいというふうに考えております。

これができれば、毎年1回総会をやりたいと考えておりますけれども、総会のときにこういう資料も添付しながら、この1年間こういうことを取り組んできましたというふうな資料としてお渡しもできようかなというふうなことを考えております。

ですから、きょうはご説明だけにさせていただきましたので、一度お持ち帰りをいただいて、ちょっと熟読をお願いして、これからこれだけの12の項目について、どんな順番で取り組むかもお諮りをしながら、決まればどんどん資料を積み上げていきたいと。そのこととあわせて、全ての議員の方

にもお渡しすれば、同じ高さで情報共有ができますので、できればこれもまたホームページに張りつけてもいいと思っておりますので、議員全員が情報共有できるように、ちょっとこんなものをつくり上げましたので、もしご意見がございましたら承りたいと思いますが、よろしゅうございますか。考え方とか進め方。

現状分析が一番大変だと思いますので、ここがうまく整理できれば、次のステップに移りやすいというか、何を議論するのかということも皆さんのほうで十分ご議論いただきたいと、そんなふうに思っております。

よろしいですかね。お渡しした中身については後日、読んでいてわかりづらいということであれば整理をしなければなりませんけれど。特に、各種審議会の派遣なんか、結構丁寧に書いてありますので、どんな格好で最後決まったのかなというふうなこともあろうかと思っておりますので、相当細かく事務局でデータを入れてもらいましたので、一度また会派へお持ち帰り願いまして、できれば私の希望としては全員にお渡ししたいというふうに思って、この3つに関しては大変重要なことをこの1年間、検討部会で決めていただきましたので、もしよろしければ全員に配付をさせていただいて、みんなで意識共有をしたいなど。それでよろしいですかね、配付に関しては。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) じゃあ、また各議員の方にもこの資料をお渡しして、一度各会派で読んでいただいて、こういう方向がもっとわかりやすいんじゃないかとか、こんなやり方はどうだということがございましたら、次の機会にぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

ちょっときょうの会議はこのぐらいまでしかできなかったもので、ランクづけの問題と、それからカルテのあり方ですね。この辺ぜひ、6月議会を挟みますけれども、一度会派のほうでもご議論いただいて、7月からスタートしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

特にこれに関してご意見があれば承りますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) では、早速議員の方には手配できるようにさせていただきます。

それから、くどいようですけれども、あくまでも入り口の議論を行うと。全てここでは片づけないというふうにしたいと思います。そうしないと、各委員会の方のほうの権限まで、越権行為というのはまずいので。ただ、入り口はここでやっておきたい。出口は、それぞれつくっておきたいという発想でございます。この辺もよろしいですかね。全てはやらないということでございますので、その辺、ご理解いただきたいと思ひます。

それでは、検討課題については、ABCをつけさせていただきましたし、それからAランクが十二、三種上げてありますので、次の機会には少し取り組みの順番も整理をしていきたいし、現状でわかる範囲であれば入れておきたいと思ひます。

それから、各会派におかれましても、少し内容の精査もお願いできればというふうに考えておりますが、よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) では、その議題については終わらせていただきます。

それから、次回の開催については、多分7月の後半で、各委員会の視察があったり、まだ産建と議運も残っておりますし、国政選挙なんかもあるので、多分7月の後半ぐらいに改めて皆さんのほうの

日程を確認して、委員会のほうの視察もありますし、少しあいた時間を探して開かせていただくことになると思いますので、また改めて、中旬以降ぐらいで、次の13回の検討部会を開催させていただくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

短い時間でありましたが、きょうにつきましては、これからの進め方と、ちょっと資料の内容について提示させていただきました。

はい、宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） ちょっとお願ひしたいんですが、この会議も大分進んできたようでありますので、これから、どの会議もそうなんですけれども、ついで会議にしないで、単独で開催していただかないと、何かどれもこれも走りっ放しで、中身がよく我々もついていけない部分がございますので、これはこの部会だけじゃなしに事務局長、議長も見えますので、そこらをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

たまたま今回は、ちょっと6月定例会があったものですから、少しはしょうかなと思ひて、説明だけでしたので、次のタイミングはきっちり時間がとれるように確認をとらせていただきますので、そういうご希望があるということで、事務局と日程調整をさせていただきます。

よろしいですかね。ちょっと短くなりましたけれども、少し会派の中でもご議論いただければ、ありがたいと思ひます。

ちょっと早くなりましたが、第12回の検討部会を終わらせていただきます。ご苦勞さまでございました。

午後4時04分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 25 年 5 月 31 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男